平成30年提案に係る今後の検討について

地方分権改革有識者会議議員 平井 伸治

1 平成30年の提案総数について

- ・ 昨年の311件を上回る319件もの地方提案がなされ、5年目を迎える提案募集方式が、地方 分権改革を推進する制度として定着していることを評価する。
- ・ 「地方分権改革・提案募集方式に関する全国ブロック説明会」をはじめ、内閣府が提案検討 の後押しのための地方支援に尽力されていることに感謝する。

2 検討区分について

- ・ 昨年は73件が提案募集の対象外等とされ、本年も116件が関係府省に検討を求めるに至らなかった。有識者会議において再度検証いただき、いわば門前払いされる提案数が、最小限となるようお願いしたい。
- ・ 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」については増加傾向にあり、**提案団体に過度に支障事例の立証責任を負わせている**ことから、最小限とすること。
- ・ 「提案募集の対象外である提案」については、例えば「国が直接執行する事業の運用改善」 に関して、国が直接執行する事業であっても「制度的に」地方の事業執行に影響を与えている 事項等は、各省庁との調整対象に含めること。
- ・ 事前相談段階から、地方は具体的な支障事例などを求められており、「現行制度の支障事例、 制度改正による効果等が不明確」(14%) として提案に至っていないものも多い。

3 重点事項について(「従うべき基準」の見直しや地域公共交通など)

- ・ 義務付け・枠付けの見直し、特に放課後児童クラブをはじめとする「従うべき基準」の見直 しや、全国知事会・全国市長会・全国町村会から昨年に引き続き提案のあった地域公共交通な どについては、個々の提案の支障事例の解消を検討するのみならず、提案募集検討専門部会に おいて関連する提案を一括して検討する、特定テーマの部会を立ち上げるなど、根本的に制度 改正を議論すること。
- ・ 重点事項から漏れた提案についても、内容によっては**ヒアリングや政務折衝の対象とする**と ともに、関係府省との調整状況を**提案団体に情報提供する**こと。
- ・ 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告の「義務付け・枠付けの存置を許容する場合 のメルクマール」の適用状況を検証するとともに、当該「メルクマール」の見直しを行うべき。
- ・ 地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「**義務付け・枠付けに関する立法の** 原則」の法制化、法案立案段階での「チェックのための仕組み」の確立を実現すべき。